

## 研修レポート

### 否認事件研修～覚せい剤自己使用を素材として～

刑事弁護委員会委員 遠藤 かえで (71期)

#### 1 はじめに

本研修は当会で2月17日に、金岡繁裕弁護士（愛知県弁護士会）による、否認事件の捜査段階から公判に渡る手続きの基礎から発展までを網羅したものである。（私が言うまでもないが、）金岡弁護士は、多数の無罪判決を獲得し、刑事弁護の情報交換メーリングリスト（刑事弁護フォーラム）でも、日々豊富な知識を提供してくださっている、日本屈指の刑事弁護人の一人である。本研修は、金岡弁護士の思考を垣間見る、大変貴重な機会となった。残念ながら当日研修に足を運べなかった会員のために、研修の内容の一部を紹介する。

#### 2 研修の内容

##### (1) 捜査段階の弁護方針

本研修は、覚せい剤使用事案を題材に行われた。覚せい剤を使用した覚えはないが、尿から覚せい剤反応が出たことについて、被疑者は、「妻が飲み残した酎ハイを飲んだが、その中に覚せい剤が混ざっていたのかもしれない」、「売人から『合法ハーブ』を買っており、その際におまけでもらった『栄養ドリンク』が覚せい剤だったのかもしれない」と話している、という事案である。

金岡弁護士によれば、弁護人としては、被疑者の弁解を決して頭ごなしに否定せず、ひとまず信じて振り回されるべきである。弁護人が被疑者の弁解を裏付けるような証拠（妻、合法ハーブの売人、栄養ドリンク等の存在を確かめる等）を探し、それでも証拠が出てこなかった場合に初めて、被疑者の言うことを疑えばよい、とのことであった。また被疑者を黙秘させるべ

きか、供述させるべきかについては、被疑者の弁解が更に変遷していく可能性があるため、下手に供述させるべきではないが、わずかな不起訴の可能性にかけて弁解を供述させるという選択もありうる。そのバランスのとり方は金岡弁護士にとっても「永遠のテーマ」とのことであり、黙秘が原則とはいえ、個別の事案での方針選択の悩みは尽きないものだと実感した。

##### (2) 保釈

保釈をどのように獲得するかも重要なテーマのひとつであった。金岡弁護士によれば、否認事件の中でも、薬物事犯は証拠構造が相当に類型化されている。一般人が証人になることがさほど多くないうえ、一般人が証人になった場合であっても、相当数が薬物絡みの人物であり、服役していたりすることもままあるため、口裏合わせ等の罪証隠滅の現実的可能性は低い。尿から覚せい剤反応が出ている場合には、有罪に備えて病院に通院させ、薬物を使用していないことの確認や、（場合により）薬物離脱のための治療を受けさせることも有益であり、保釈の必要性も強調できる。

したがって、薬物事犯の否認事件でも、原則的に起訴直後から保釈を請求すべきであるし、保釈を獲得できる見込みは充分にあるとのことであった。

##### (3) 証拠開示

証拠開示は、金岡弁護士が特に造詣が深い分野である。本件事案に関しては、以下のようなアドバイスがあった。「覚せい剤を誤って飲んだ」という弁解では、「覚せい剤の本来的な使用量ではない」という主張になることが多いため、尿鑑定結果のローデータを入手して尿中の覚せい剤濃度を検討することが必要となる。また、違法捜査を争うためには、写真データを入手す

るだけでは足りず、写真のプロパティ情報も入手し、撮影時間を確認することが有用である。立会人到着前に押収手続きに着手し、後から立会人の写真を撮影して時系列をごまかされることもあるからである。

### 3 感想

「何でもかんでもやってみることが大事」という金岡

弁護士の言葉に、とても勇気をもらい、刑事弁護人としてできる活動に限界はないのだという無限の可能性を感じた。どうせやっても無駄だ、と自分で勝手にブレーキをかけてはいけない。「やればよかった」という後悔体験よりも、「やってみたが、思うような成果が得られなかった」という経験を積み重ね、刑事弁護人として成長していきたいと強く思った。

#### 研修のご紹介

### 研修へ行こう!! ~我々はなぜ「実演」を繰り返すのか~

刑事弁護委員会委員 赤木 竜太郎 (67期)

遠藤会員のレポートに引き続き、特に新入会員に向けて、例年当会で実施される研修を紹介したい。

当会では月1回のペースで、刑事弁護委員会が主催する研修を実施している。研修情報は当会会員ページから確認でき、申し込みもマイページから行うことができる。原則無料である。刑事弁護において必要な技術を網羅的にテーマとして取り上げている。身体拘束から被疑者被告人を解放する技法、公判前整理手続での交渉技術、否認事件や量刑事件の弁護方針の立て方、上訴審での弁護活動などについては毎年取り上げている。

特に刑事弁護委員会が力を入れており、会員にも受講していただきたいのが、裁判員裁判弁護人養成講座(実技)である。本研修の最大の特徴は、尋問や冒頭陳述、弁論を実際に受講生が実演する実技形式の研修であるということである。尋問技術や口頭での弁論技術は、いかに専門書を読み込んで、そのみでは身に付くことはない。頭の中では理想的な尋問ができていたとしても、法廷では想定通りにはいかない、という事態は日常茶飯事である。この研修はま

さにそのような悩みを解決する、唯一にして最良の手段である。講師はNITA(全米法廷技術研修所)のメソッドを用いて受講生一人一人の改善点を指摘し、改善策を処方する。この方式の研修を繰り返し受けることで、受講生の法廷技術は加速度的に成長する。講師陣も、このような実演研修を繰り返し受けてきた。実際の法廷で学んだ技術を用い、その失敗をさらに研修を受けて改善し、克服してきた。技術を身に付ければ、法廷での存在感は根本から変わる。裁判官や検察官からの見られ方も変わる。事件への取り組み方は一変する。失敗が諦めではなく、次の事件の成功への糧に変わる。それは講師陣が身をもって知っている。もっと多くの会員に、同じ思いを味わってほしい。なお、裁判員裁判弁護人名簿登録要件という性質上、初回申込者の受講が優先される点はご了承されたい。日弁連等の外部組織における法廷技術研修も、同様にNITA方式で行われている。

受講生は皆多忙な中、時間を割いて準備をし、研修に臨む。刑事弁護委員会はその努力に十二分に応える、質の高い研修を今後も実施していきたい。